平成２４年（フ）第８９６号
東京都三鷹市上連雀４丁目２番29号
破産者　株式会社高山シーフード
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９８号
東京都三鷹市下連雀５丁目３番１―423号
破産者　株式会社ミタカフード
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３２５号
東京都小平市小川東町５丁目４番４号
破産者　島田重四郎
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３２６号
東京都小平市小川東町５丁目４番４号
破産者　島田　好美
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６１号
横浜市神奈川区子安通３丁目368番地３　ライオンズマンション新子安第２・505号室
破産者　髙橋　洋匡
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
三重県津市高茶屋小森上野町1327番地　パークビレッジ津310、前住所三重県津市安濃町野口1176番地２
破産者　中西　伸一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
滋賀県守山市守山３丁目13番51―301号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県守山市二町町208番地５
破産者　有限会社ＳＥＥＤ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁61番地６
破産者　小久保海運有限会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３１５号
宮崎県西都市大字清水809番地、商業登記簿上の本店所在地宮崎市神宮東３丁目２番13号
破産者　南日本テクノ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目21―30トウキュウビル202号室、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市寿４丁目６番21号
破産者　山本　文浩
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２３９９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋589番地10
破産者　岡田　規夫
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２号
長野県須坂市大字日滝616番地
破産者　株式会社久保田商会
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２８号
福岡県福岡市中央区天神２丁目９番203号
破産者　株式会社ミタカスポーツ施設
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８４号
栃木県足利市大沼田町829番地１　ＥＬＴＢ棟107号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市瑞穂１丁目15番地11
破産者　齋藤　貞夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５５号
東京都新宿区新宿５丁目18番12号八重洲ビル４階
破産者　株式会社M．R．K．Consulting　Group
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５６号
栃木県宇都宮市平松本町338番地１　メゾンドベルⅠ301号、前住所東京都新宿区若松町６番11―606号
破産者　小林　一老
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番26号、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目１番５号
破産者　小川登美子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０１号
埼玉県春日部市西宝珠花139番地１
破産者　株式会社山惠皮革製品製作所
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目13番28号
破産者　株式会社Ｋ’ｓ　ＰＲＯ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
相模原市中央区田名4146番地32
破産者　有限会社ピー設カンパニー
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部